

新型コロナウイルス感染症 にかかる支援策

町役場
ホームページ



給付

| | | | |
|--------------------------------------|-------------------------|---|---|
| 令和2年4月27日 において住民基本台帳 に記載されている人 | 特別定額給付金 | 1人につき 10万円 申込締切 8月11日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ●町特別定額給付金事業窓口 健康福祉課 ☎ 34-2098 平日：午前8時30分～午後5時15分 ●コールセンター（総務省） ☎ 0120-260020 毎日：午前9時～午後8時 FAX 03-5253-5473 |
| 子育て世帯の人 | 子育て世帯への 臨時特別給付金 | 子ども1人につき 1万円 ※原則申請不要（公務員の場合は 申請が必要） | <ul style="list-style-type: none"> ●こども未来課 ☎ 33-9036 平日：午前8時30分～午後5時15分 ●コールセンター（内閣府） ☎ 0120-271-381 平日：午前9時～午後6時30分 |
| 離職などで住宅を 失うおそれがある人 | 住居確保給付金 | 原則 3カ月 最長 9カ月 ※一定額を上限 | ●奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター FAX 29-0176 ☎ 0120-85-1225 平日：午前9時～午後5時 |
| 子育て世帯 (小・中学校) | 準要保護認定世帯へ 給食費支給 | 令和2年3・4・5月分の 給食費相当額を支給 | ●教育総務課 ☎ 34-2074 平日：午前8時30分～午後5時15分 |
| ひとり親家庭など | 支援給付金 | 児童扶養手当・特別児童扶養手当 全受給者に給付金を支給 (所得制限なし) 児童1人当たり 5万円 | ●こども未来課 ☎ 33-9036 平日：午前8時30分～午後5時15分 ※原則申請不要 |
| 妊娠中の人 | マスク配布 | 妊娠届を出される人にサージカルマ スク30枚を配布（7月末まで） | ●こども未来課 ☎ 33-9095 平日：午前8時30分～午後5時15分 |
| 町内事業者 | 新型コロナウイルス 感染症拡大防止協力金 | 県から新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金の給付決定を受け た町内事業者に給付 中小企業： 10万円 個人事業主： 5万円 | ●地域産業推進課 ☎ 34-2080 平日：午前8時30分～午後5時15分 |
| 町内生産者 | 生産者支援事業 | 町推進作物などの栽培に取り組む 町内生産者を支援 2万円 （基準面積10a） | ●地域産業推進課 ☎ 34-2080 平日：午前8時30分～午後5時15分 |

減免・猶予・軽減・免除

| | | | |
|--------------------|-------------------|---|---|
| 田原本町の水道を利用されている人 | 水道料金の減免 | 令和2年7・8月検針分の2ヵ月の基本料金を免除 | ●水道課 ☎ 32-2516 |
| 保険料・税・公共料金などが払えない人 | 保険料などの減免 | 国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料などを減免 | ●国民健康保険税・国民年金保険料 住民保険課 ☎ 34-2097 ●後期高齢者医療保険料 住民保険課 ☎ 34-2095 / ☎ 34-2096 ●介護保険料 長寿介護課 ☎ 34-2101 平日：午前9時～午後5時15分（上記全て） |
| | 納税猶予 公共料金の支払猶予 | 国税・県税・町税、電気・ガス電話料金・NHK受信料などの各種公共料金の支払いを猶予 | ●国税 国税局猶予相談センター ☎ 0120-527-363 平日：午前8時30分～午後5時 ●県税 中南和県税事務所 ☎ 48-3007 FAX 48-3130 平日：午前8時30分～午後5時15分 ●町税 税務課 ☎ 34-2111 平日：午前8時30分～午後5時15分 ●各種公共料金 各事業者まで |
| 事業収入が減少している中小事業者など | 固定資産税・都市計画税の軽減 | 令和3年度の固定資産税及び都市計画税を軽減 | ●税務課 ☎ 34-2113 平日：午前8時30分～午後5時15分 |
| 子育て世帯 (0～2歳児) | 保育料の免除 | 令和2年4～6月分の保育料を全額免除（申請不要） | ●子ども未来課 ☎ 33-9036 平日：午前8時30分～午後5時15分 |
| 子育て世帯 (小・中学校) | 学童保育使用料の免除 | 令和2年4～6月分の学童保育使用料を全額免除（申請不要） | ●子ども未来課 ☎ 33-9036 平日：午前8時30分～午後5時15分 |
| | 給食費の免除 | 令和2年6～12月分の給食費を全額免除 | ●教育総務課 ☎ 34-2074 平日：午前8時30分～午後5時15分 |

制度の拡充

| | | | |
|------------------|------------|--|--|
| タワラモトンタクシーの利用者 | 利用対象の拡充 | 買い物の受け取り代行サービス（救援事業）にもタワラモトンタクシー利用券が使用可能 | ●企画財政課 ☎ 34-2083 平日：午前8時30分～午後5時15分 |
| 子育て世帯 (小・中学校) | タブレット端末の整備 | 全児童・生徒一人につき一台のタブレット端末の整備 | ●教育総務課 ☎ 34-2074 平日：午前8時30分～午後5時15分 |

貸付

| | | | |
|------------|------------------|--|---|
| 家計の維持が難しい人 | 緊急小口資金 総合支援資金 | 2人以上世帯 80万円 （最大） （緊急小口20万＋総合支援20万×3ヵ月） 単身世帯 65万円 （最大） （緊急小口20万＋総合支援15万×3ヵ月） | ●町社会福祉協議会 ☎ 34-2118 FAX 34-7305 平日：午前9時～午後5時 ●個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎ 0120-46-1999 毎日：午前9時～午後9時 |
|------------|------------------|--|---|